

広島市告示第461号
令和7年9月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定により、次に掲げる者から指定地域密着型サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号又は第115条の20第2号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	名称	所在地		
株式会社ウェルネット	グループホームふかわの家	広島市安佐北区深川五丁目7番32号	令和7年9月30日	認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護